

防地施第 1 1 5 9 3 号
2 5 . 8 . 2 6

各地方防衛局長 殿

事務次官
(公印省略)

周辺財産を無償で使用させる場合等の取扱いについて (通達)

標記について、別紙のとおり定められたので通達する。

なお、周辺財産の無償使用許可等の取扱いについて (施本第 3 9 号 (C F A))。平成 1 5 年 1 月 1 7 日) は、廃止する。

添付書類 : 別紙

周辺財産を無償で使用させる場合等の取扱いについて

防衛施設の周辺に所在する防衛省所管の行政財産であって、自衛隊等の航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施による音響等に起因する障害の発生を防止等するための緑地帯その他の緩衝地帯として管理している土地（以下単に「周辺財産」という。）を地方公共団体等に無償で使用させる場合等の取扱いについては、次のとおりとする。

1 地方公共団体等に無償で使用させる場合の取扱い

- (1) 地方防衛局長及び地方防衛支局長（長崎防衛支局長を除く。以下「地方防衛局長等」という。）は、地方公共団体等に周辺財産を無償で使用させる場合には、次に掲げる全ての要件を満たすことを確認した上で、国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第7項の規定、同法第19条において準用する同法第22条の規定及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号。以下「環境整備法」という。）第7条の規定により行うものとする。
 - ア 防衛施設の運用に支障が生ずるおそれがないこと。
 - イ 周辺財産の管理及び地元住民対策の観点から有効であること。
 - ウ 緩衝地帯としての周辺財産の目的を妨げるおそれがないこと。
- (2) 国有財産法第19条において準用する同法第22条の規定により周辺財産を無償使用させる場合においては、同条第1項第2号に掲げる場合を含まないものとする。
- (3) 環境整備法第7条の規定により周辺財産を無償使用させる場合においては、付表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる施設が整備される場合に限るものとする。

2 他の各省各庁に使用させる場合の取扱い

地方防衛局長等は、他の各省各庁に周辺財産を使用させる場合には、次に掲げる全ての要件を満たすことを確認した上で、国有財産法第14条第6号の規定により行うものとする。

- (1) 防衛施設の運用に支障が生ずるおそれがないこと。
- (2) 緩衝地帯としての周辺財産の目的を妨げるおそれがないこと。

3 譲与の申出があった場合の取扱い

地方防衛局長等は、地方公共団体等に周辺財産を譲与してはならない。ただし、地方公共団体等から国有財産法その他の法令の規定による周辺財産の譲与を求める旨の申出があった場合において、当該申出に係る周辺財産の使用の態様が将来にわたり変化することがなく、かつ、防衛施設の運用に支障が生ずるおそれがないと認められるときは、この限りでない。

施設の区分	整備される施設
広 場	(1) 運動広場、児童の遊び場等（都市計画法（昭和43年法律第100号）、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）その他の法令の規定により設置する公園、緑地等公共空地を除く。） (2) (1)に掲げる施設に附帯する建物又は工作物
花 壇	(1) 草花（低木の花木を含む。）を植えるための施設 (2) (1)に掲げる施設に附帯する建物又は工作物
種苗を育成するための施設	(1) 公園、広場、緑地、花壇等の用に供する樹木、竹、草花等の種苗を育成するための施設 (2) 街路樹等の公共事業の用に供する樹木、竹、草花等の種苗を育成するための施設 (3) 市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第2条第2項第1号に規定する農地 (4) 公立学校の教育実習農場のための施設 (5) 育種、農薬、肥料等の試験研究用ほ場 (6) 草地造成、改良のための研究用ほ場 (7) 公園、広場等の池に放流する金魚、鯉等の幼魚の養殖のための施設 (8) ドジョウ、ウナギ、タニシ等の水産動植物の養殖施設又はこれらの種苗育成のための池若しくはふ化場 (9) (1)から(8)までに掲げる施設に附帯する建物又は工作物
駐 車 場	(1) 公用又は公共用の駐車場 (2) (1)に掲げる施設に附帯する建物又は工作物
消防その他の防災に関する施設	(1) 貯水池、貯水槽、消火栓その他の水利施設 (2) 消防車庫、消防資材置場 (3) 火災警報施設 (4) 一時避難場所（帰宅困難者一時収容施設を含む。） (5) 応急復旧等活動拠点 (6) 防災用備蓄倉庫 (7) 救援物資集積所 (8) 緊急時食料配給施設 (9) 自家発電施設 (10) 消防その他の防災に関する教育訓練場等 (11) (1)から(10)までに掲げる施設に附帯する建物又は工作物
公共用施設の建設に必要な資材又は機械を保管するための施設	(1) 地方公共団体が行う事務（原則として公営企業が行う事業に係るものを除く。ただし、水道事業、下水道事業及びと畜事業はこの限りでない。）を処理するために必要な資材、機械、器具等の保管のための施設 (2) (1)に掲げる施設に附帯する建物又は工作物